

3-2 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境の特性

3-2-1 立地特性

対象事業実施区域は、中原区の都県境から高津区、宮前区、多摩区を経て麻生区の都県境に至り、川崎市の内陸部から丘陵部に位置する。川崎市沿岸部や東京都心部へも近いことから近郊・郊外の住宅地として人口も多い地域である。

3-2-2 環境の特性

前述の「法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況」を踏まえた環境影響評価項目に係る環境の特性は、以下のとおりである。

■大気

対象事業実施区域及びその周囲における浮遊粒子物質は、過去5年間、全地点において環境基準の長期的評価を満たしている。二酸化窒素は、一般環境大気測定局では全地点において環境基準の長期的評価を満たしているが、自動車排出ガス測定局では一部の地点で長期的評価を満たしていない。

■水

対象事業実施区域及びその周囲には、水道事業として浅井戸の利用や「代表的な湧水」が7箇所、温泉地が2箇所あるなど、地下水利用が見られる。

対象事業実施区域及びその周囲の公共用水域では、生活環境の保全に関する項目は、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)及び浮遊物質(SS)は全測定地点で環境基準を満たしているが、水素イオン濃度(pH)及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、人の健康の保護に関する項目及びダイオキシン類は、全ての地点で環境基準を満たしている。

対象事業実施区域及びその周囲の地下水水質測定結果は、一部の地点で環境基準を満たしていない。また、ダイオキシン類地下水調査結果は全ての地点で環境基準を満たしている。

■土

対象事業実施区域及びその周囲は、葉山層群(主に泥岩と砂岩からなる)、三浦層群、上総層群等の地層が分布し、その上を厚く関東ローム層が覆っている。

対象事業実施区域及びその周囲には土壌汚染対策法に基づく指定区域(形質変更時要届出区域)が7箇所ある。

また、対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壌環境調査結果は、全ての地点で環境基準を満たしている。

■生物

対象事業実施区域及びその周囲の植生は、「市街地」の中に「クヌギ・コナラ群集」や「畑地雑草群落」が散在し、国登録1件、県指定2件の天然記念物、21の巨樹・巨木林、6の特定植物群落が存在する。

■緑

対象事業実施区域には、等々力緑地、生田緑地等の比較的まとまった都市緑地が存在する。

■騒音・振動・低周波音

対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音に関する測定結果は、昼夜共に環境基準を満たしていたのは2地点で、その他は環境基準を満たしていない状況にある。また、対象事業実施区域及びその周囲の道路交通振動に関する測定結果は、全ての地点において要請限度を下回っている状況にある。

■廃棄物等

川崎市では一般廃棄物は88.3%が混合ごみとして搬入され、90.7%が焼却処理されている。

■構造物の影響

対象事業実施区域は、川崎市沿岸部や東京都心部へも近いことから近郊・郊外の住宅地として人口も多く、住宅のみならず教育施設、病院等も多く立地している。

■地域社会・安全

対象事業実施区域及びその周囲には、東名高速道路や一般国道246号、409号、466号（第三京浜道路）、その他の県道など、幹線道路が多く走っている。

■温室効果ガス

対象事業実施区域及びその周囲には、約11万台/日の交通が流れる東名高速道路や約7.4万台/日の一般国道466号（第三京浜道路）をはじめ幹線道路が走っており、二酸化炭素の地域における主要な発生源となっている。

川崎市の温室効果ガス排出量は、2010年度が24,309千t-CO₂であり、基準年度と比較して16.8%減となっている。